

鹿沼市最低制限価格制度事務取扱要綱の最低制限価格設定の運用について

鹿沼市最低制限価格制度事務取扱要綱（平成 20 年鹿沼市告示第 179 号。以下、「事務取扱要綱」という。）第 4 条の運用を下記のとおり定めたので通知します。

記

1 最低制限価格の設定

(1) 適用工事の最低制限価格の設定（事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 1 号関係）

最低制限価格の算定にあたり、土木電気通信設備工事、土木機械設備工事、下水道機械設備工事及び下水道電気設備工事は土木工事（建築工事及び設備工事以外）に含まれるものとし、次表の「工事の種類」に掲げる工事の積算上の各費目については、経費等の区分の欄に示すとおりに区分するものとする。

工事の種類別		経費等の区分			
		①直接工事費に 区分するもの	②共通仮設費に 区分するもの	③現場管理費に 区分するもの	④一般管理費に 区分するもの
鋼橋上部工 工事	鋼橋製作工 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費
土木電気通 信設備工事	機器費 (工場製作)	直接製作費	二次労務費	工場管理費	一般管理費
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 技術者間接費	一般管理費
土木機械設 備工事	製作費	直接製作費	間接労務費	工場管理費 設計技術費	一般管理費
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
下水道機械 設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/4	機器費×1/4	一般管理費
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
下水道電気 設備工事	機器費	機器費×1/2	機器費×1/5	機器費×1/5	機器費×1/10
	据付工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費

なお、土木電気通信設備工事において機器単体費を、土木機械設備工事において製作費（製作原価に一般管理費を加えた額）を見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、経費等の額は次のとおりとする。

- ① 直接工事費 = (機器単体費又は製作費) × 1/2
- ② 共通仮設費 = (機器単体費又は製作費) × 1/5
- ③ 現場管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1/5
- ④ 一般管理費 = (機器単体費又は製作費) × 1/10

ただし、表の「工事の種別」に掲げる工事において見積り等（積み上げ積算以外）により決定した場合、見積り内訳で直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に相当する額（割合）が明示されているときは、その額（割合）によるものとする。

(2) 適用業務委託の最低制限価格の設定（事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 2 号関係）

鹿沼市建設工事請負契約等に係る予定価格の公表に関する要綱（平成 29 年鹿沼市告示第 68 号。）第 2 条表に掲げる業務において、複数の業務を合冊して発注する場合の事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 2 号中の「予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額」は、事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるそれぞれの業務毎に積算した合計額とする。

また、最低制限価格の算定は、事務取扱要綱で規定する適用業務委託のみの積算を合算し、適用業務委託以外の分は含めないものとする。

(3) 「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事の最低制限価格の設定 （事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 1 号関係）

「工事価格への積上費（請負率対象外）」が含まれる工事については、事務取扱要綱第 4 条第 1 項第 1 号の規定に代えて次の規定を適用するものとする。

建設工事の最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合は 10 分の 9.2 を乗じて得た額、その額が工事価格に 10 分の 8.7 を乗じて得た額に満たない場合は 10 分の 8.7 を乗じて得た額）から 1 万円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

- ア 直接工事費の額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに 10 分の 9.5 を乗じて得た額）
- イ 共通仮設費の額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額
- オ 工事価格への積上費（請負率対象外）の額

2 その他

この運用は、平成 29 年 4 月 1 日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から適用する。